

特定離島である南鳥島とその周辺 海域の開発の推進について

内閣府総合海洋政策推進事務局

令和7年1月27日

南鳥島の概要

1. 地理関係

最高標高：約9m（平坦な島）
面積：約1.5km²（1辺-約2kmの正三角形）
位置：東京から約1,950km

2. 気候関係

気候：海洋性気候（熱帯気候と亜熱帯気候の推移帯）
年平均気温：25.6度
年間降水量：1,050mm
※年平均気温、年間降水量は、1981年～2010年（資料年数30年）に基づく。

3. 施設関係

土地・建物等：防衛省・国交省・気象庁・林野庁が行政財産として所有
滑走路：自衛隊輸送機が利用
特定離島港湾施設：岸壁、泊地

【南鳥島の位置】

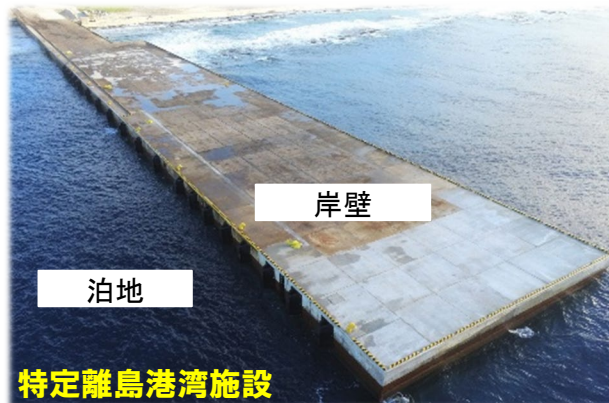


※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域

出典：海上保安庁ホームページ



南鳥島



資料：国土交通省・国土地理院・気象庁・防衛省HPに掲載されている情報を基に、内閣府総合海洋政策推進事務局が作成



滑走路

南鳥島の海洋政策における位置づけ

第4期海洋基本計画 抜粋(海洋資源の開発及び利用の促進)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

5. 海洋の産業利用の促進

(1) 海洋資源の開発及び利用の促進

ウ 海洋鉱物資源

② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥

- 南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」において、資源量の精査及び生産技術等の開発・実証に向けた取組を行うとともに、海洋鉱物資源の調査等に広く活用可能な、深海環境を含む海洋データ及び海洋環境データを効率的に取得する、複数AUV調査技術や広域海洋環境モニタリングシステムの開発・実証に向けた取組を進める。また、単に資源開発に留まらず、安全保障上重要な海洋観測・監視、海洋の保全及び利活用を進めるためのプラットフォームの構築も見据え、引き続き、更なる技術開発に取り組む。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

低潮線保全法※(平成22年6月施行)

※排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動の拠点として、国の事務又は事業の用に供する港湾の施設(特定離島港湾施設)の建設、改良及び管理は国土交通大臣が行う。

低潮線保全基本計画※(平成22年7月閣議決定)

※排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画

◆特定離島を拠点とする活動の目標

- ・ サンゴ増殖技術の開発・確立による国土の保全
- ・ 海洋鉱物資源開発の推進
- ・ 持続的な漁業活動の推進
- ・ 海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた取組
- ・ 厳しい自然環境を活かした新素材の開発
- ・ 地球環境観測、地殻変動観測 等

◆特定離島港湾施設の整備内容

- 南鳥島(事業着手:平成22年度)
 - 船舶による係留、停泊、荷さばき等
 - 岸壁、泊地(附帯施設含む)

海洋開発等重点戦略工程表「特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進」について

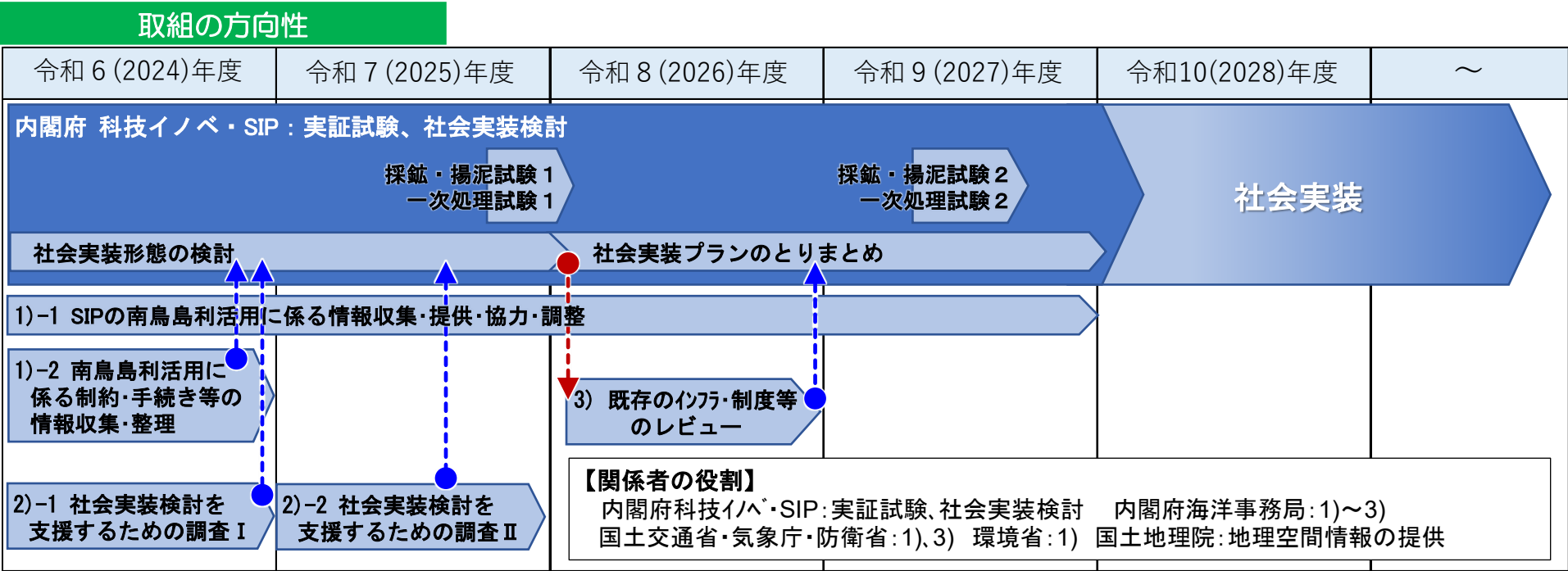
背景・現状及び施策の必要性

➢ 我が国の経済安全保障の確保、気候変動緩和策の安定的な推進のため、南鳥島周辺海域のレアアース生産が必要。

➢ SIPによるレアアース生産の社会実装検討には、南鳥島の特殊性を踏まえた各種情報提供や協力など支援が必要。

達成すべき目標

・ SIPによる実効性の高い社会実装プランのとりまとめ（令和9（2027）年度目標）を支援し、社会実装の早期実現を促す。



主な成果指標

【社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保】

- 令和8（2026）年3月まで 内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査
- 令和8（2026）年3月まで SIPによる社会実装形態案のとりまとめ
- 令和9（2027）年3月まで 内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー
- 令和10（2028）年3月まで SIPによるレアアース生産の社会実装化プランのとりまとめ

⇒令和10（2028）年度以降、社会実装へ

【適用技術の実証：SIPによるレアアース生産に係る試験】

- 令和8（2026）年2月まで 採鉱・揚泥試験1（技術実証）、
- 令和9（2027）年10月まで 採鉱・揚泥試験2（350t/日規模）、
- 令和8（2026）年4月まで 一次処理試験1（精錬処理等の技術実証）
- 令和9（2027）年12月まで 一次処理試験2（350t/日規模の精錬処理等）

●：内閣府海洋事務局、国交省・気象庁・国土地理院、環境省、防衛省

○：内閣府科学技術イノベーション推進事務局・SIP

■内閣府海洋事務局によるSIPへの支援内容

・ SIPの検討が円滑かつ確実に進むことを目的として、内閣府海洋事務局では、以下の項目に関して検討・調査等を行い、必要な情報をSIPに対して提供。

1. 南鳥島においてレアアース生産を行うにあたっての制約事項・調整事項の整理
2. 南鳥島の現場条件（地形・地質・自然条件等）の調査・整理
3. 南鳥島の自然的リスクの情報（台風、高潮、津波、渇水、地震…）の調査・整理
4. SIPが検討する産業化の規模を踏まえ、南鳥島の既存施設等のレビューの実施

■取り組み状況

- ・ SIP・関係省庁を含めた関係者による議論を開始。
- ・ 東京都や小笠原村に対しても南鳥島における取組内容に関する説明を実施。
- ・ 令和6年度には陸域の生物環境調査を行い、既存の情報整理し、次年度の調査に向けて調査計画の立案、各種検討を実施。

今年度の取組 南鳥島の利活用に向けた調査・検討

- 産業化に向けて、大規模な土地利用の変更の可能性も考慮し、事業の種類や規模を想定し、事業実施にあたって参照すべき法令等を整理。

種別	法令・条例名(施行令・施行規則含む)
法令	環境影響評価法
	環境影響評価法施行令
	環境影響評価法施行規則
条例	東京都環境影響評価条例
	東京都環境影響評価条例施行規則
	東京における自然の保護と回復に関する条例
	東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則
	小笠原村環境保全条例
	小笠原村環境保全条例施行規則

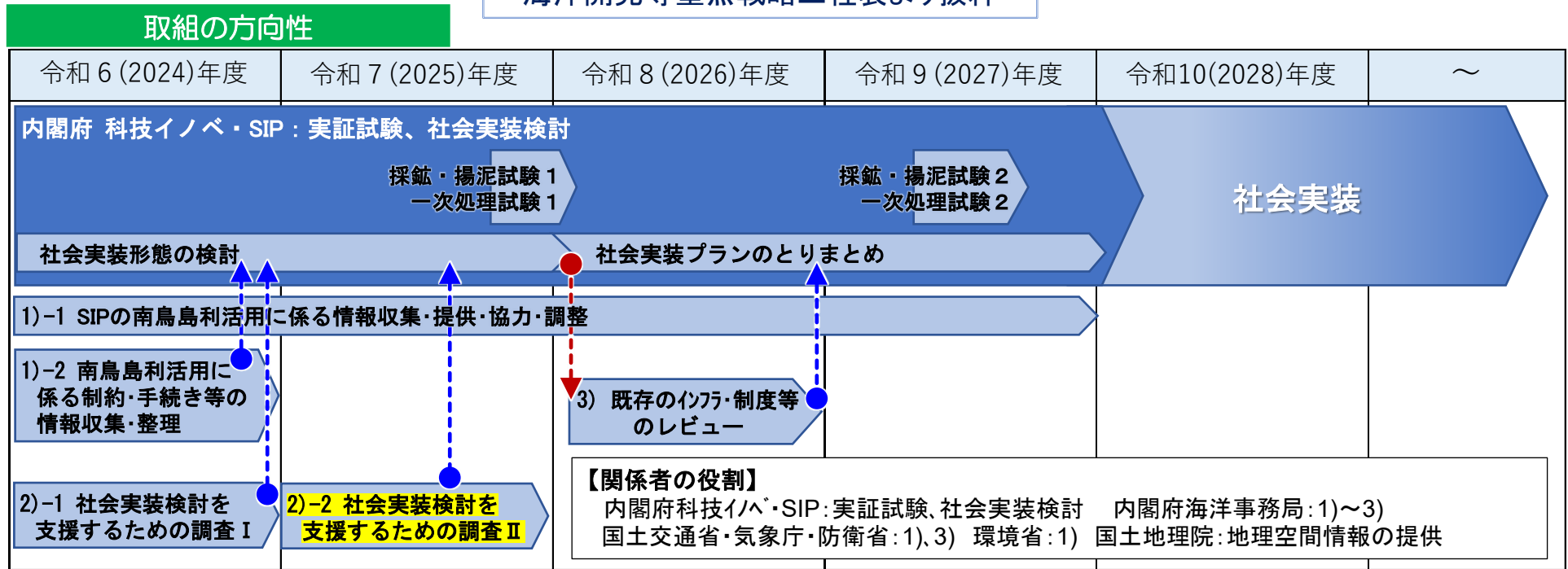
	事業種類	該当
東京都環境影響評価条例	道路	×
	ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰	×
	鉄道、軌道、モノレール	×
	飛行場	×
	発電所、送電線路	×
	石油パイプライン、石油貯蔵所	×
	ガス製造所	×
	工場	○
	終末処理場	×
	廃棄物処理施設	×
	埋立、干拓	×
	ふ頭	×
	住宅団地	×

	事業種類	該当
東京都環境影響評価条例	高層建築物	×
	自動車駐車場	×
	卸売市場	×
	流通業務団地造成事業	×
	土地区画整理事業	×
	新住宅市街地開発事業	×
	工業団地造成事業	×
	市街地再開発事業	×
	新都市基盤整備事業	×
	住宅街区整備事業	×
	第二種特定工作物	×
	建築物用土地造成	×
	土石採取、鉱物掘採	×

	事業種類	該当
東京における自然の保護と回復に関する条例	建築物その他の工作物	○
	住宅	×
	ゴルフ場、運動場等	×
	遊園地等	×
	道路	×
	駐車場、資材置場、作業場	○
	墓地	×
	鉱物掘採、土石採取	×
	埋立て、盛土	×
小笠原村環境保全条例	500m ² 以上の開発行為	○

次年度の取組方針 ～南鳥島の利活用に向けて～

海洋開発等重点戦略工程表より抜粋



■令和7年度の取組方針

- SIPによる社会実装検討を支援するため、備船を使用して、地形・土質や海域を含む自然環境等の現地調査を実施。
- SIPによる採鉱・揚泥試験の実施に向けて、関係省庁との調整を継続。
- 東京都や小笠原村に対し、南鳥島における取組状況の説明を実施。

事業実施可能範囲の考え方
(イメージ)

